

御宿町津波避難計画

(令和6年4月更新)

御宿町

目 次

- 第1章 総 則
 - 1 目 的
 - 2 計画の修正
 - 3 用語の意味
- 第2章 避難計画
 - 1 避難対象地域
 - 2 避難困難地域
 - 3 津波避難場所・避難目標地点
 - 4 津波避難ビル等
 - 5 避難路・避難経路
 - 6 避難方法
 - 7 通行止め措置
- 第3章 初動体制
 - 1 職員の連絡・参集体制
 - 2 津波情報等の収集・伝達
- 第4章 避難指示の発令
 - 1 発令基準
 - 2 発令の時期及び手順
 - 3 伝達方法
- 第5章 避難誘導等に従事する者の安全確保
- 第6章 避難行動要支援者、観光客等の避難対策
 - 1 避難行動要支援者の避難対策
 - 2 観光客等の避難対策
- 第7章 津波に対する教育・啓発及び訓練の実施
 - 1 津波に対する教育・啓発
 - 2 津波避難訓練の実施
- 第8章 その他の留意点
 - 1 御宿漁港、岩和田漁港
 - 2 河川周辺

参考資料

- 1 津波警報・注意報の種類及び津波情報の種類
- 2 津波情報伝達の流れ
- 3 津波に関する図記号
- 4 津波注意報標識及び津波警報標識
- 5 広報文例

第1章 総 則

1 目的

この計画は、津波が発生した場合にその発生直後から津波が終息するまでの概ね数時間から十数時間の間、住民等の生命及び身体の安全を確保するための避難計画である。

2 計画の修正

この計画は、適宜、検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

3 用語の意味

この計画において、使用する用語の意味は次のとおりである。

(1) 津波浸水予想地域

想定する津波が陸上に遡上した場合に、浸水する陸域の範囲をいう。過去の津波の浸水地域や津波シミュレーションによる津波の浸水地域に基づき定めるものとする。

(2) 避難対象地域

津波が発生した場合に避難が必要な地域で、町が範囲を定める。安全性の確保、円滑な避難等を考慮して、津波浸水予想地域よりも広い範囲で指定する。

(3) 避難困難地域

津波の到達までに、避難対象地域の外（避難の必要がない安全な地域）に避難することが困難な地域をいう。

(4) 避難路

避難目標地点まで安全に到達できる経路で、町が指定する主要道路をいう。

(5) 避難経路

避難する場合の経路で、住民等が設定するものをいう。広い意味では、避難路をあわせて避難経路という。

(6) 津波避難場所

津波の危険から避難するために、避難対象地域の内にあっても高さを確保できる場所をいう。

(7) 避難目標地点

津波の危険から回避するために、避難対象地域の外へ避難する際に目標とする地点をいい、避難可能範囲を設定する際に起点となる地点を指す。必ずしも津波避難場所とは一致しない。

(8) 津波避難ビル

津波浸水予想地域内において、避難者や逃げ遅れた避難者が、一時もしくは緊急に避難する施設をいう。津波による浸水の恐れのない地域の避難施設や高台は含まれない。

(9) 避難先

津波避難場所、避難目標地点、津波避難ビルを総称して「避難先」という。

(10) 避難支援者

災害時に要配慮者（自ら避難することが困難な人）の避難支援に協力する近隣住民。

第2章 避難計画

避難対象地域、避難困難地域、避難路・避難経路、津波避難場所・避難目標地点、津波避難ビル等は次表のとおりとする。

避難対象地域名	避難困難地域	主な避難路・避難経路	避難目標地点	津波避難場所等	津波避難ビル等
須賀地区	山谷場	国道128号 県道夷隅御宿線 県道御宿停車場線 町道0108号線 (部田前通・御宿台入口・久保橋) 町道0110号線 (海岸通)	御宿台 旧御宿高校 御宿中学校 御宿児童館	御宿台多目的広場 御宿台集会所 旧御宿高校 御宿中学校	ビューパレー御宿 クアライフ御宿 エスカール御宿
浜地区	本場 仲町	国道128号 町道0108号線 (部田前通・御宿台入口・県道夷隅御宿線) 町道0101号線 (海岸通)	御宿台 聖徳寺	御宿台多目的広場 御宿台集会所 聖徳寺	ローレルプラザ御宿第1 センチュリー御宿 シーサイド2号館
久保地区		国道128号 県道夷隅御宿線 町道3005号線 (御宿中・富士浦住宅・県道夷隅御宿線)	御宿児童館 東電変電所	御宿中学校 海洋センター 旧御宿高校	ビクトリマンション
新町地区	海老塚腰 南松原 赤樽	国道128号 町道1117号線 (六軒町・天の守入口・商工会)	御宿中学校 御宿児童館	御宿中学校 御宿児童館 海洋センター サンドスキー場 浅間山	シーサイドパレス御宿 シーサイドサーフ御宿 クアライフ御宿
六軒町地区	浦中 赤樽	町道1117号線 (六軒町・天の守入口・商工会) 町道0109号線 (岩和田から小池)	十王堂 音教寺 神明神社 六軒町青年館 清月菓子店前	御宿中学校 旧岩和田小学校 サンドスキー場 山側高台	
岩和田地区	新場	町道0109号線 (岩和田から小池) 町道0201号線 (船谷から大波月)	メキシコ記念塔 旧岩和田小学校 岩和田青年館 大宮神社 法蔵寺下交差点	旧岩和田小学校 岩和田青年館 サンドスキー場 山側高台	

以下に、各項目の設定の考え方について説明する。

1 避難対象地域

避難対象地域は、津波が発生した場合避難が必要な地域で、津波浸水想定区域図に基づき、安全の確保、円滑な避難等を考慮して、津波浸水地域より広い範囲で、町内大字で指定する。

2 避難困難地域

避難困難地域は、住民の歩行速度から、津波シミュレーションにおける津波の到達時間内に、避難対象地域外に避難することが困難な地域を抽出した。町においては、元禄地震による津波の到達時間が13分であることから、避難対象地域内で、避難目標地点までの距離が380m以上の地域が該当する。

3 津波避難場所・避難目標地点

避難場所は、津波の危険から避難するために、避難対象地域の外に定めるものであり、避難対象地域の範囲を勘案し指定する。

なお、指定にあたっては、津波は遠方の地震でも影響することがあり、避難指示発令後、避難が長期に及ぶ場合もあることから、情報機器、非常食料、毛布等の整備を進めるものとする。

主な避難路・避難経路や避難目標地点、避難場所等、津波避難ビル等は、津波の危険から避難するための目標地の一つとする。このため、自主防災組織や住民、関係団体と協議し、本表以外の主な避難路・避難経路や避難目標地点、避難場所等、津波避難ビル等を適宜、定めることができるものとする。また、避難困難地域の避難者や避難行動要支援者、逃げ遅れた避難者などを勘案し設定する。

4 津波避難ビル等

避難地域における津波避難ビルを、鉄筋コンクリートまたは鉄骨鉄筋コンクリート3階建て以上の建物に対し設定する。

なお、避難困難地域のうち六軒町区、岩和田区には適切な津波避難ビル等候補が存在しないため、緊急的に山間部の高台に避難するよう対応。

5 避難路・避難経路

避難対象地域から津波避難場所までの避難路は、主要道路のみ標記し、個々の避難路・避難経路は、自主防災組織においてそれぞれ安全で最短の避難路・避難経路を指定してもらう。

6 避難方法

避難方法は原則として徒歩を基本とする。

ただし、以下の場合においては車両の使用を認めるものとする。

- (1) 高齢者等で、徒歩での避難が困難な場合
- (2) 避難者が自力で避難できない場合及び遠隔地の避難所へ早急に避難させるため必要と認められる場合

7 通行止め措置

津波が押し寄せてくる方向への避難は行わないという考えに基づき、以下の路線（区間）について、通行規制を行うものとする。

なお、通行規制は、道路管理者、警察等と協力し、次の手順により行うものとする。

- (1) 関係者の相互連絡、情報交換
- (2) 規制措置の決定（実施責任者：道路管理者、警察）
- (3) 迂回路の選定
- (4) 交通規制の標識等の設置
- (5) 警察官又は関係職員の現地配置
- (6) 広報

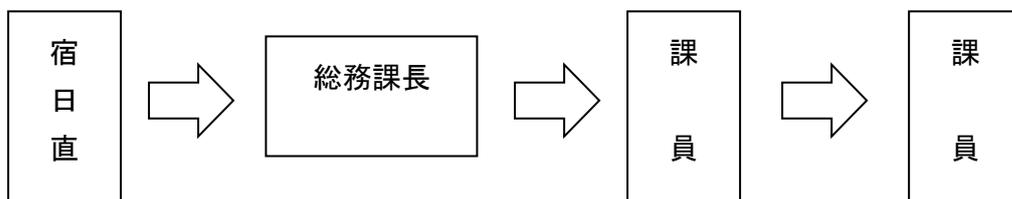
通行規制を行う路線・区間

路線	区間
県道〇〇線	〇〇 ~ ××間
町道〇〇線	〇〇 ~ ××間

第3章 初動体制

1 職員の連絡・参集体制

勤務時間外に、津波警報及び津波注意報が発令された場合の、町職員（消防団を含む）の連絡・参集体制は、「御宿町地域防災計画」の定めにより、速やかに配備基準に基づき、災害対応業務に従事する。

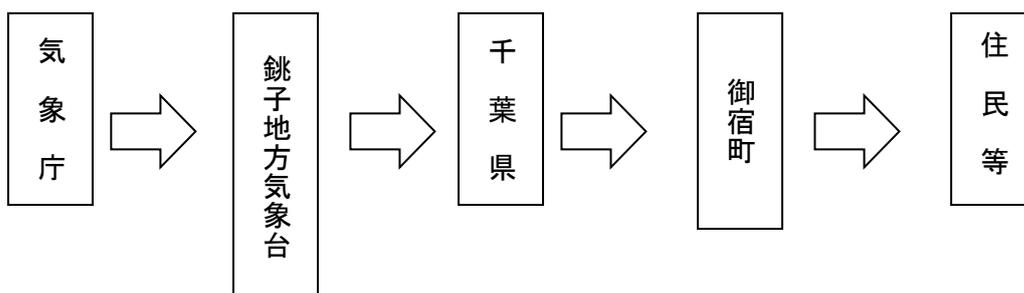


職員は、強い地震（震度4程度以上）もしくは長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要と認める場合、あるいは津波警報を覚知した場合は、参集するものとする。

2 津波情報の収集・伝達

(1) 津波予報、津波情報等

津波予報、津波情報の伝達系統及び伝達方法は次のとおりとする。



第4章 避難指示の発令

1 発令基準

(1) 避難指示の発令基準は次のとおりとする。

- ① 大津波警報が発表されたとき、町長は、海浜にある者、浸水区域の住民等に対し、避難指示を発令する。
- ② 津波警報が発表されたとき、又は、強い地震（震度5弱程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合で、かつ町長が避難の必要を認めるときは、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、安全な場所に避難するよう避難指示を発令する。
- ③ 津波注意報が発表された場合は、漁業従事者や海水浴、釣りのほかマリンスポーツなど堤防より海側にいる住民等に対し避難指示を発令する。
- ④ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。
- ⑤ 大規模な停電・断水などが発生し、回復までに長期間を要すると認められるとき。
- ⑥ 地震により町の広範囲にわたり被害が発生したとき、又は局地的であっても被害が甚大であるとき。

(2) 避難指示の解除の基準は次のとおりとする。

津波注意報・津波・大津波警報が解除されるなど、津波による被害発生のおそれがないと判断された時点とする。

2 発令の時期及び手順

避難指示の発令は、町長が基準に該当する事態を認知したのちに直ちに行う。
町長が不在あるいは連絡がとれない場合は、総務課長がこれを代行する。

3 伝達方法

避難指示の発令の住民等への伝達方法は、防災行政無線（同報系）、サイレン、半鐘、広報車など多様な手段を活用する。

第5章 避難誘導等に従事する者の安全確保

避難誘導等に従事する者が津波浸水想定区域内での活動が想定される場合には、津波到達予想時刻から出動、退避時間等を考慮して安全を確保すること。

1 原則として避難を優先することとするが、活動する場合においては、気象庁が発表する津波到達予想時刻までの時間から「退避時間」を差し引いた「活動可能時間」を設定し、また、その時間内で活動を行うものとする。

2 消防団本部は、状況に応じて「安全時間」を設定し、退避命令を出すこと。

3 情報伝達手段については、無線機・サイレン・半鐘・携帯電話など複数指定し、周知しておくこと。

4 車両と共に活動する場合、原則として活動従事者1名は車両で待機し情報収集等、周囲の状況把握と警戒にあたること。また、車両はできる限り見晴らしの良い所に停車させ、直ちに退避できるよう停車位置や向きに配慮すること。

第6章 避難行動要支援者、観光客等の避難対策

1 避難行動要支援者の避難対策

避難対象地域内における避難行動要支援者の現状把握に努めるとともに、地域と共同して、避難行動の援助について定める。

また、避難支援等関係者は、所定の時間が経過しても避難行動要支援者が見あたらないときは、速やかに避難する。

2 観光客等の避難対策

町は観光協会や宿泊業組合等関係団体と共同して、津波避難ビルや避難場所が記載された御宿町津波ハザードマップを閲覧又は、配布できるようにする。また、観光客、釣り客等が迷うことなく避難場所へ避難ができるようにする。

第7章 津波に対する教育・啓発及び訓練の実施

1 津波に対する教育・啓発

津波に関する基礎的な知識、応急対策、避難等について絶えず啓発を行う。

強い地震（震度4程度以上）を感じた場合は、避難指示を待たず、自主的に直ちに避難するよう啓発する。

2 津波避難訓練の実施

円滑な避難と津波対策の問題点の検証を行うために、年1回以上、津波避難訓練や図上訓練等を実施するように努める。また、実施後は、検討会等を実施し、問題点の検証を行う。

第8章 その他の留意点

1 御宿漁港、岩和田漁港

御宿漁港及び岩和田漁港における津波避難対策を、漁業協同組合及び船舶管理者との協議を踏まえ、次のように定める。

- (1) 避難できない小型船舶については、高い所に引き上げて固縛するなど最善の措置をとるものとする。
- (2) 津波が到達するまでに時間が無いと予想される場合、船は放置して避難するものとする。（船舶の港外避難、小型船の引き上げ等は、時間的余裕のある場合のみ行う。）
- (3) プレジャーボート等の海域を航行・係留する船舶の増加を踏まえ、津波発生時の情報伝達や、船舶を完全に係留した上での避難行動等を定めるものとする。特に、係留されている船舶が漂流・転覆し、さらに橋脚等の構造物を破損させるおそれもあるた

め、このような事態を防ぐよう船舶管理者の意識啓発等に努めるものとする。

(4) なお、(1) 及び (2) の措置を講じるに当たり、船舶管理者が車輦で漁港に駆けつける場合、津波による車輦の漂流等を防止するため、避難対象地域外に駐車するものとする。

2 河川

町内の河川（清水川・久兵衛川・裾無川・塚川）において想定される津波遡上の危険性を踏まえ、津波避難対策においては次の点に留意する。

河川周辺は、住宅地が建ち並ぶほか、多目的（広場・公園、公営駐車場）があり、居住者をはじめ不特定の人が訪れる場所となっていることから、河川も、海岸沿いの施設と同じように、余裕をもった避難路、避難場所等の設定に配慮し、利用者への情報伝達方法を示すものとする。

参 考 資 料

参考資料1 津波警報・注意報の種類及び津波情報の種類

1. 津波警報・注意報の種類

津波による災害の発生が予想される場合に、地震が発生してから約3分（一部の地震※については最速2分以内）を目標に津波警報（大津波、津波）または津波注意報を発表します。

種 類		解 説	発表される津波の高さ
津波警報	大津波	高いところで3 m程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。	3 mを超える
	津波	高いところで1 m程度の津波が予想されますので、警戒してください。	1 mを超え、3 m以下
津波注意報		高いところで0.2 m程度以上の津波が予想されますので、警戒してください。	0.2 m以上

※ 日本近海で発生し、緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震

2. 津波情報の種類

津波警報・注意報を発表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを知らせます。

種 類	内 容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波到達予想時刻や予想される津波の高さを発表します。
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表します。
津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表します。

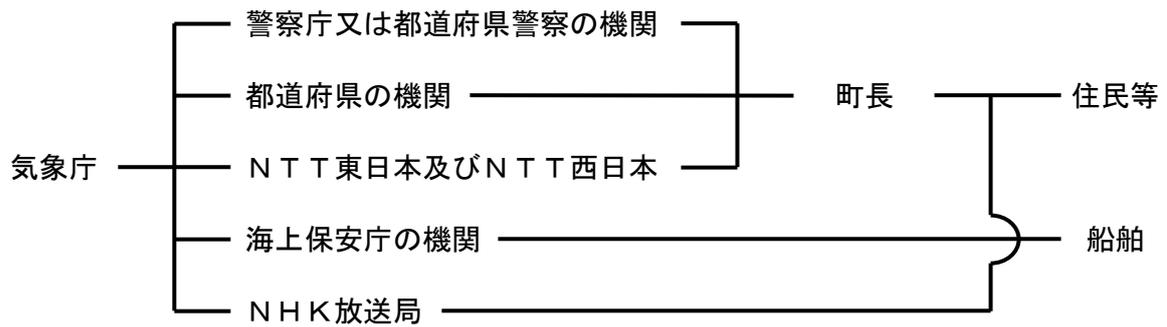
3. 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表します。

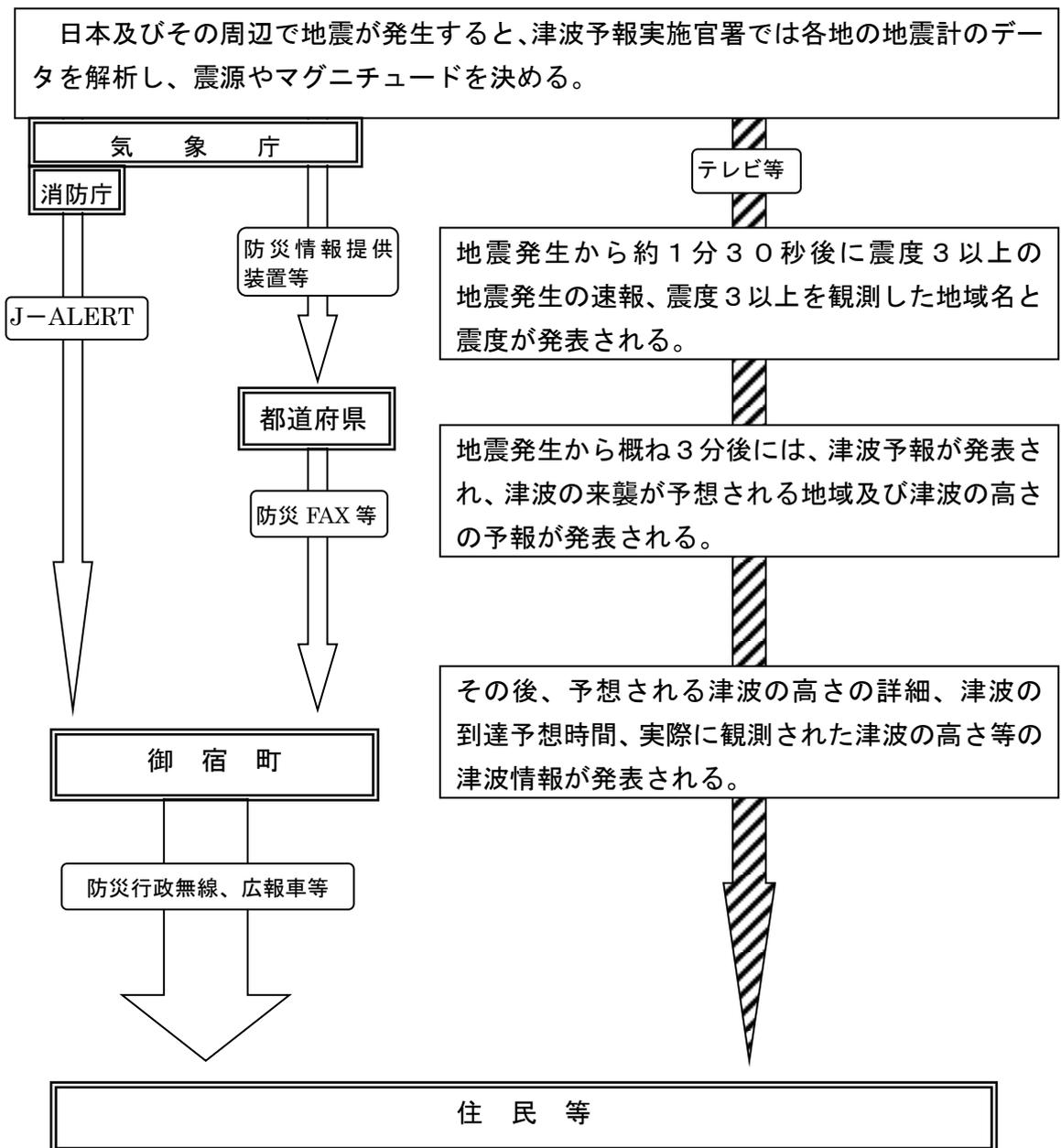
発表される場合	内 容
津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表します。
0.2 m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2 m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表します。
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表します。

参考資料2 津波情報伝達の流れ

1. 気象業務法に基づく津波警報等の法定伝達ルート



2. 津波予報等伝達の流れ



参考資料3 津波に関する図記号

津波避難場所や津波避難ビルなどを示す図記号は、平成 20 年に国際標準化機構（ISO）による「津波に関する統一標識」（ISO20712-1：2008）として国際規格化されました。

さらに、平成 21 年に日本工業規格（JIS 規格）として公示されました。

○ 津波注意



〔意味〕 地震が起きた場合、津波が来襲する危険のある地域を示す。

〔目的〕 当該地域が津波による被害を被る危険がある地域であることを認識させ、地震発生時には直ちに当該地域から内陸部、高台に避難させる。

○ 津波避難場所



〔意味〕 津波に対して安全な避難場所・高台を示す。

〔目的〕 津波から避難先となる安全な場所や高台を示すとともに、地震発生時には、そうした避難場所へ向かわせるもの。

○ 津波避難ビル



〔意味〕 津波に対して安全な避難ビルを示す。

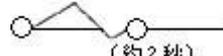
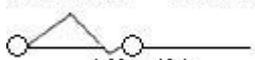
〔目的〕 津波からの避難に際し、近くに高台がない場合、津波からの避難が可能な鉄筋コンクリート造3階建のビルを示すとともに、地震発生時には、避難ビルへ向かわせるもの。

【 出典：津波避難ビル等に係るガイドライン（平成 17 年）】

参考資料4 津波注意報標識及び津波警報標識

気象庁の定める予報警報標識規則における津波注意報及び津波警報標識は次のとおり。

1. 津波注意報標識 (予報警報標識規則 別表第5 (第8条関係))

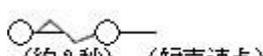
標識の種類	標 識	
	鐘 音	サイレン音
津波注意報標識	(3点と2点との斑打) 	(約10秒)  (約2秒)
津波注意報及び津波警報解除標識	(1点2個と2点との斑打) 	(約10秒) (約1分)  (約3秒)

(注)1 「ツナミナシ」の津波注意報を行った場合は、標識を用いない。

2 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。

2. 津波警報標識 (予報警報標識規則 別表第6 (第9条関係))

別表第6(第9条関係) 津波警報標識

標識の種類	標 識	
	鐘 音	サイレン音
津波警報標識	(2点) 	(約5秒)  (約6秒)
大津波警報標識	(連点) 	(約3秒)  (約2秒) (短声連点)

(注) 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。

参考資料5 広報文例

1. 津波注意報、津波警報が発表された場合

(1) 津波注意報の広報例

こちらは、防災おんじゅくです。
○時○分、津波注意報が発表されました。
海岸付近は危険です。直ちに海岸から離れ、避難してください。
また、車での避難は避けてください。
(※ 津波到達時間が判明した場合)
予想される津波の到達時刻は、○時○分です。

(2) 津波警報の広報例

こちらは、防災おんじゅくです。
○時○分、津波警報が発表されました。
高いところで○m程度の津波が予想されます。
海岸にいる方、○○地区の住民の方は、直ちに避難場所、又は高台に避難してください。
また、車での避難は避けてください。
(※ 津波到達時間が判明した場合)
予想される津波の到達時刻は、○時○分です。

(3) 大津波警報の広報例

こちらは、防災おんじゅくです。
○時○分、大津波警報が発表されました。
高いところで○m程度以上の津波が予想されます。
海岸にいる方、○○地区の住民の方は、直ちに、避難場所、又は高台に避難してください。
また、車での避難は避けてください。
(※ 津波到達時間が判明した場合)
予想される津波の到達時刻は、○時○分です。

(4) 海外で発生した遠地地震による津波など時間に余裕がある場合の広報例

こちらは、防災おんじゅくです。
○時○分、津波警報が発表されました。
高いところで○m程度の津波が予想されます。
予想される津波の到達時刻は、○時○分です。
海岸にいる方、○○地区の住民の方は、慌てず、近所に声をかけ合い、避難所に避難してください。

2. 避難指示の場合

(1) 避難指示発令の広報例

こちらは、防災おんじゆくです。
ただいま、〇〇地区に避難指示を発令しました。
〇〇地区の住民の方は、直ちに〇〇（学校等）へ避難してください。
また、車での避難は避けてください。
（※ 津波到達時刻が判明した場合）
予想される津波の到達時刻は、〇時〇分です。

(2) 海外で発生した遠地地震による津波など時間に余裕がある場合の広報例

こちらは、防災おんじゆくです。
ただいま、〇〇地区に避難指示を発令しました。
予想される津波の到達時刻は、〇時〇分です。
〇〇地区の住民の方は、慌てず、近所に声をかけ合い、〇〇（学校等）へ避難してください。

3. 津波来襲時の広報例

こちらは、防災おんじゆくです。
ただいま、海岸に（メートル級の）津波が押し寄せています。
津波は何回も押し寄せますので、津波注意報が解除されるまで引続き注意してください。

4. 津波注意報解除の場合

こちらは、防災おんじゆくです。
〇時〇分、沿岸に出されていた津波注意報が解除されました。